

GDPR（一般データ保護規則）と死者の個人情報

湯浅壘道^{†1} 折田明子^{†2}

概要：欧州連合（EU）の一般データ保護規則が2018年5月に施行される予定であり、個人に関する情報の取扱いに対して大きな影響を与えることが予想される。GDPRにおいては、個人データの定義として「識別された又は識別され得る自然人（以下「データ主体」という。）に関するあらゆる情報」としており、日本の個人情報の保護に関する法律とは異なり「生存する」という限定を付していないが、前文(Recital)ではここでいう自然人には死者は含まないとしている。一方、前文では各加盟国が独自に死者の個人情報の取扱いについて定めることを妨げないとしており、加盟国が独自に規制を行うことも可能となっている。本発表では、死者の個人情報の取扱いに関する各国の独自規制の動きについて検討する。

キーワード：一般データ保護規則、個人データ、個人情報、死者

1. はじめに

死後の再生を信じて肉体を冷凍保存するコールドスリープやクライオニクス等のサービスは以前から存在するが、近時では人工知能技術の発展によって人の知能をコンピューターにコピーして人格のクローンを作成することが実現するという可能性も指摘されるようになってきた。永遠の生命、不死身ということは、あながち空想の次元だけの話ではなくなっているのかもしれない。

しかし常識的には、自然人は畢竟、死に至ることは免れ得ない。少なくとも肉体や本人によって知覚される人格は、死によって消滅すると観念されている。その意味で、個人情報やプライバシーは当該本人にとって死後は問題となり得ず、本人の死後も生存しているその親族や相続人等の個人情報やプライバシーの一部として法的には取り扱われてきた(1)。また実務的にも、死者の個人データや個人情報を法的保護の対象とした場合、一定の保護期間を設定しないと無限大に保護すべきデータや情報が拡大することになる、同意の取得にあたって死者の親族や相続人を探し出すことが必要となる等の問題がある。また死者に関する権利義務は、財産や知的財産権等の相続という法的概念に大きく関係するため、これらに係わる諸法の規定との総合性を保つ必要もある。

しかし、個人に関する膨大なデータがインターネット上に拡散し、各種のサーバーに集積されて活用され、当該本人の死後もその状態が継続するであろうことを考えると、その利活用について生前に自らの意思でコントロールしようとしたり、自らの生前の社会的な立場やキャラクターを死後も自らが望む形で保持しようとしたりが現出したとしても、何ら不思議なことではないといえよう。現に、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）ユーザーの急増は、ユーザーの死後のアカウントの取扱いという問題を

生み出している(2)。

本稿では、個人に関するデータや情報の取扱いに大きな影響を与えると予想される EU データ保護一般規則 (General Data Protection Regulation = GDPR、以下「GDPR」と略。)における死者(deceased person)や死後(post-mortem)の個人データの取扱いについて検討し、今後の死者の個人情報の取扱いと保護について考察を加えてみることにしたい。

2. GDPR 制定以前の状況

2.1 SNS における死後のアカウントの取扱い

死者の個人データの取扱いが問題になってきた背景には、SNS のユーザーが死亡した後、当該ユーザーのアカウントや、ユーザー自身に関する個人データの取扱いが SNS によってまちまちであり、アカウントやデータの法的地位も確立していないということが挙げられる。

現時点では、各 SNS は独自にユーザーの死後のアカウントやデータの取扱い、親族からの申出に対する対応等について定めている。ユーザーの死後にアカウントやデータをどのように取り扱うのか、生前の設定、届出の方法や届け出ることができる者、必要書類等は、SNS によってまちまちである。

本稿執筆時点で、日本国内における主要な SNS の対応は次の通りである。

表 1 各 SNS のユーザー死後の対応

サービス名	Google	
利用者死後の扱い	事前に指定した相手に指定した共有データを渡す、削除する	閉鎖、資金取得のリクエスト、データ取得
生前の設定	アカウント無効化ツール	
届け出者	本人	家族や代理人
届け出方法	アカウント無効化ツール設定	アカウントヘルプ内フォーム

^{†1} 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授

^{†2} 関東学院大学人間共生学部コミュニケーション学科准教授

必要書類		故人の死亡証明書のコピー、リクエスト送信者の身分証明書
その他		
サービス名	Facebook	LinkedIn
利用者死後の扱い	削除または追悼アカウント	アカウント解約とプロフィール削除
生前の設定	追悼アカウント管理人の指定	
届け出者	本人、肉親や代理人	家族、家族以外
届け出方法	ヘルプセンター内フォーム	死亡届(Web フォームまたは Microsoft Word)への記入と提出
必要書類	故人の死亡証明書のコピー、リクエスト送信者の身分証明書のコピー、法的関係の証明書類	死亡記事など死亡が確認できるもの
その他		「偽証罪の定める法律の下、ここに提示する情報に誤りがないことを保証します」の文言と署名あり
サービス名	Instagram	Twitter
利用者死後の扱い	削除または追悼アカウント	削除
生前の設定		
届け出者	家族、友達	権限のある遺産管理人または故人の家族
届け出方法	ヘルプセンター内フォーム	プライバシーについての問い合わせフォーム
必要書類	故人の死亡を証明できる書類、委任状など(削除の場合)	故人の死亡証明書のコピー、リクエスト送信者の身分証明書のコピー
その他		死因の前後をとらえた画像・動画の削除あり
サービス名	Pinterest	はてな
利用者死後の扱い	削除	利用者登録メールアドレスから返信があった場合その意向に従う
生前の設定		
届け出者	遺族	利用者メールアドレス
届け出方法	メール	
必要書類	アカウントへのリンク、故人の死亡証明、故人との関係の証明書類	

その他		正確に確認できる登録個人情報が限定されているため、死亡や近親者の事実確認が困難。個別の事情や状況に対応
サービス名	Yahoo! JAPAN	
利用者死後の扱い	有料サービスの利用停止のみ	
生前の設定		
届け出者	家族など代理人	
届け出方法	Yahoo!ウォレットヘルプ内フォーム	
必要書類	故人の住所・氏名・生年月日が確認できるもの	
その他	申請者の身分証明書は不要。利用規約内に一定期間にわたってIDまたは特定のサービスを使用していない場合は削除と記載あり	

2.2 EU データ保護指令における死者の地位

死者の権利に関する原則は、英米法系と大陸法系とで異なる。前者においては、*actio personalis moritur cum persona* (個人の行為は死によって消滅す)の法理の下で死者の件については一般に否定的であるとされる一方、大陸法系においては死後も一定の範囲で権利性を認める傾向にあるとされる。

しかしEUにおいては、人権としてのプライバシーを死者にまで拡大することには総じて消極的であった。ヨーロッパ人権宣言第8条に規定する権利について、欧州人権裁判所は死者への適用を否定する判決を下している(3)。

また1995年に採択されたEUの個人データの取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令(データ保護指令)は、「生存する」という文言を挿入することにより適用範囲を生存者に限定するという手法は採用していないものの、保護の対象は生存する個人に限定されるものと解釈されてきた(4)。ただし、加盟国が独自に適用範囲を死者にまで拡大することを妨げるものではなく、数カ国では死者の権利に関する規定が整備された。死者に関する規定を置いていたのは、ブルガリア、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、伊太利亚、ラトビア、リトアニア、ポルトガル、スロバキア、スロベニア及びスペインであるという(5)。

たとえばブルガリアの個人データ保護法第28条は、「個人が死亡したときには、本法に定める個人の権利はその相続人によって行使されるものとする」と規定した(6)。

また死者の権利に関する詳細な規定を置いているのは、エストニアのデータ保護法である。エストニアのデータ保

護法では、次のように本人の生前の同意を死後の一定期間も有効とする規定や死後のデータ処理についての規定を置いている(7)。

第 12 条

第 6 項

データ主体の同意は、データ主体が特に決定しない限り、生涯及び当該データ主体の死後 30 年にわたり有効なものとする。

第 13 条

第 1 項

データ主体の死後は、データ主体に関する個人データの処理は、データ主体の相続人、配偶者、子孫、兄弟または姉妹の書面による同意がある場合のみ許可される。ただし、データ処理に同意が要求されない場合またはデータ主体の死後 30 年を経過した場合を除く。本項に定める相続人等が複数存在するときは、いかなる相続人等の同意をもって当該データ主体の個人データの処理を行うことができるものとするが、各相続人等は同意を取り消すことができる。

第 2 項

前項の同意は、データ主体の氏名、性別、生年月日、死亡月日及び死亡した事実だけを処理する場合には、要求されない。

これに対して、スウェーデン、イギリス、キプロス及びアイルランドのデータ保護法では、保護の対象を明確に生存する自然人に限定する文言を置いていた。

スウェーデンのデータ保護法第 3 条は個人データの定義について「生存している自然人」に関係するものと規定している(8)。イギリスの 1998 年データ保護法も、個人データについて「生存する個人に関係するデータ」と規定した(9)。

その他の国々のデータ保護法では、一般に「自然人」という文言が用いられている。ここでいう自然人の法的な権利能力は、原則として誕生に始まり死によって終わると理解するのが一般的であり、個人データに関する権利についても同様に死によって終わるものとされた。

2.3 GDPR 起草段階における死者の地位

EU の個人データ保護法制は人格権的なアプローチを採っており、人格が生存する自然人に帰属することから、GDPR 制定前の状況においては数カ国を除いて個人データ保護の対象は生存者に限定するというのが一般的であった。EU データ保護指令 (95/46/EC) 等の下で活動を開始した第 29 条作業部会 (Article 29 Working Party) は、死者は原則として個人データの保護対象とはしないという従来の姿勢を維持した(10)。

しかし当初は、死者を明確に GDPR の保護対象から除外しようとする動きも見られた。たとえば 2012 年 6 月にベルギーのブリュッセルで開催された会合では、データ保護

法の規定により明確に保護対象を生存する自然人に限定するスウェーデンの代表からの強い主張によって、GDPR のデータ主体から明確に死者を除外する規定を置くことについて議論されている。

しかしブリュッセルの会議においては結局、GDPR 本文においては死者を明確に除外するように規定することはせず、その解釈として生存者に限定することとし、加盟国が独自に保護対象を死者にまで拡大することは妨げないという方針が決定されている(11)。

3. GDPR における死者の個人データの取扱い

3.1 GDPR 及び前文の規定

GDPR の第 4 条は、個人データの定義として「識別された又は識別され得る自然人 (以下「データ主体」という。)に関するあらゆる情報」としており、日本の個人情報の保護に関する法律の定義とは異なり「生存する」という限定を付していない。第 4 条はさらに「識別され得る自然人は、特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子、又は当該自然人に関する物理的、生理的、遺伝子的、精神的、経済的、文化的若しくは社会的アイデンティティに特有な一つ若しくは複数の要素を参照することによって、直接的に又は間接的に、識別され得る者をいう。」と定義するが、ここでも特に生存者という限定は付していない。

しかし、GDPR の前文(Recital)第 27 条は「この規則は、死亡した者の個人データについては適用されない」と規定し、ここでいう自然人には死者は含まないとしている。このため、GDPR の規制対象は、原則として生存する個人に限定されることになり、「死亡者の識別につながるデータおよび死亡者の識別につながり得るデータは、いずれも GDPR 上の『個人データ』には該当しないと考えられます」(12)とする理解が一般的である。

他方で同条は「構成国は、死亡した者の個人データの処理に関する規定を定めることができる」とも規定している。このため、各加盟国が独自に死者の個人情報の取扱いについて規制することを妨げないことになり、「加盟国が死亡者の個人データの処理に関する規制を導入する可能性を完全に否定しざるものではない」(13)と理解されている。

3.2 加盟国における死者の個人データの取扱いの動向

加盟国では、GDPR の下でのデータ保護法改正作業が今後進められると思われるが、2017 年 5 月の段階で GDPR に対応するデータ保護法改正案が議会で可決・制定されたのは、ドイツだけである。ルクセンブルグは改正案を議会で審議中であり、オランダは改正案が公開された段階となっている。その他の国々は、今後改正作業を進めることとなるが、加盟国によっては死者の個人データについて明確に規定したり、死者にまで保護対象を拡大したりすることが今後検討されるものと思われる。

以下で、各国における死者の個人データの取扱いについての検討状況を概観する。

3.2.1 フランス

フランスは、2016年10月にデジタル共和国法（デジタル国家のための法律第2016-1321号）(14)を公布した。本法によって、1978年データ保護法は大きく改正されることになる。

同法はデジタル・ガバメントに関する広範な内容を含む法律であり、国民によるインターネット上での直接の法案審査を経るという特異な方法によって制定された。フランス政府による公式解説(15)では、本法の特色としてネット中立性、データポータビリティ、接続を維持する権利、電子の通信の秘密の保障、未成年者への忘れられる権利の保障、オンライン・レビューの消費者への普及、公共データのオープン化、アクセス性の向上と並んで「デジタルな死」が挙げられており、死後のデータに大きく焦点が当てられている。個人データ保護関係ではGDPRの規定を先取りしたような規定を置いており、死者のプライバシーに関する規定を設けて死後に本人の個人データがどのように取り扱われるかについての意思決定を行うことができるとしていることが特色である。

デジタル共和国法の解説ウェブサイトでは、次のように説明されている(16)。

第20条は、死亡後のデジタルデータ管理に焦点を当てている。インターネットとソーシャルネットワークが拡大するにつれて、インターネットユーザーはますます大量のデータをオンライン上に入れつつある。このデータの管理には、死亡後、相続人がそのことを知ることができないのでアクセスすることもできないという問題がある。

個人の死亡後の個人データは、現時点では特別な法的地位を有していないため、通常の法律によって管理されている。このデータは死者に関連づけられており、死者の相続人によって引き継がれることができない。換言すれば、相続人はそれを回収することもできないのである。

第20条の目的は、いかなる人も、生涯を通じて、死亡後の自らの個人情報の保管とコミュニケーションの準備ができるようにすることである。人々は、自分の個人データの取扱いに関する指示をCNILまたはデータコントローラに送ることができ、これらの指示を実行する責任者を任命することができる。

さらに、ISPは、死亡後にこのデータに何が起きるかをユーザーに本人に通知しなければならない、自分が選択した第三者にそれを転送するかどうかを選択させなければならない。

第19条と同様に、第20条は、現在議論中の個人情報保護に関するEUの規則の提案と調整されるものと

する。

フランスの制度の特色は、生存する本人に対してその死後の個人データの取扱いや管理についての決定権を与え、その実効性を確保するため、自分の個人データの取扱いに関する指示をCNIL(Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés)またはデータコントローラに送ることができ、これらの指示を実行する責任者を任命することができるとしている点にある。ただし、これらが今後実効的に機能するのか、具体的にどのような手順によってCNILが関与するのか等については、現時点では未知数の部分も多い。

3.2.2 フィンランド

フィンランドでは、法務省が2016年2月にGDPR対応に関するワーキンググループ(TATTI)を設置した。ワーキンググループの主な任務は、GDPRに対応する国内法の改正案を提案すると共に、データ監督機関について検討することとされた。

ワーキンググループは、2017年6月21日にデータ保護法の改正案を公表した。データ保護法の改正案では、死者の個人データは保護の対象外とするという方針を打ち出している(17)。

3.2.3 ハンガリー

ハンガリーでは、ハンガリーデータ保護及び情報の自由局(Hungarian Data Protection and Freedom of Information Authority = Hungarian DPA)が2016年9月にデータ保護法(2011年プライバシー法)の改正案を公表した。

改正案では、個人データに関する権利のうち、アクセス権、利用の制限を求める権利、利用停止を求める権利等については、本人の死後5年以内であれば、本人によって授権された者によってデータコントローラに対して行使せらるうとしている。また授権された者がいない場合は、親族が代わって行うことができるとしている(18)。

4. アメリカにおける動向との比較

上記のようにEUにおいては一部の加盟国で死者の個人データに関する規制を個人データ保護法制の枠組みの中で行おうとする動きが見られる。しかしアメリカにおける死者の個人データやプライバシー保護に関する動向(19)は、EUとは別の様相を呈している。

アメリカにおいては、比較的早い時期からアカウントやデータを「デジタル資産」として一体的に法的に保護しようとする動きがあった。アメリカでは、資産管理や身の回りの事柄の処理を自分自身で行うことが困難になった成年者に対する後見制度が存在するが、2015年にデジタル資産に対する後見人のアクセスに関する統一州法(Fiduciary Access to Digital Assets Act)の改正法が統一州法全国委員会(20)で制定され、これに基づいて、多くの州で後見人が被後見人のデジタル資産の管理に関与することを認める州法

が制定されている。ここでいうデジタル資産は、ファイル類、ウェブドメイン、仮想通貨等を含む。また被後見人が同意している場合には、電子メール、テキストメッセージ、SNS アカウントの管理に関与することも可能である。

プライバシーという文脈とは別に、パブリシティの権利等の枠組みを活用して当該本人の死亡後も法的に保護しようとする動きもあり、州法で立法が試みられている。

全米で最も多くの人口を有し、情報通信に関する法制度において強い影響力を有するカリフォルニア州では、民法の中に死者のパブリシティに関する規定を置いている。カリフォルニア州民法は、死者の氏名、音声、署名、写真及び肖像を営利目的で使用する場合には、本人またはその相続人からの同意が必要である旨を規定し、無断で使用した場合には損害賠償責任を負うと定めている(21)。死者の氏名等を保護する期間は、死後 70 年である。実際に、アップル社の共同創業者であり CEO を努めたスティーブ・ジョブズ氏が 2011 年に死去した際、同氏のフィギュア(立体模型)を売り出す動きがあったが、同社はパブリシティの侵害にあたるとして警告したという例がある(22)。

ニューヨーク州では、2017 年 5 月 31 日、州議会に生存者及び死者のパブリシティの権利に関する法案(23)が提出された。同法案は、本人の生死を問わず、またニューヨーク州民であるか否かを問わず、個人の氏名(ニックネームを含む)、声、署名及び肖像を個人の財産として保護しようとするものである。権利の期間は死後 40 年であり、パブリシティの権利を利用するには本人またはその相続人の書面による同意を必要とする(本人が未成年者の場合は、両親または後見人による同意)。

同法案には、表現の自由を制約するものとして反対の声も強いが、州法として制定・施行される可能性が高いとみられている。

一般にパブリシティ権は財産権的な性質が強いと考えられるが、パブリシティ権を死後も保護しようとする動きは、当該本人の死亡後もパブリシティの営利的側面を保護すると共に、本人の同意なく写真や立体模型(フィギュア)等が広く拡散して当該本人が生前に有していた名誉やイメージが低下することを防止しようとする目的も有している。パブリシティの権利の死者への拡大は、長年にわたってプライバシーの権利とは別個に財産権として理解されてきたパブリシティの権利(24)を、ライフサイクル全体の権利を保護するために再構成しようとする契機も有するとされ(25)、今後の動向が注目される。

5. 死後のデータの取扱いについての考察

前述したように、SNS ユーザーの急増に伴い、死亡するユーザーも年々増え続けているため、当該ユーザー本人の個人データの死後の取扱いが問題になってきている。また本人のアカウントや、本人が当該アカウントにアップロー

ドしたファイル類の取扱いについても同様の問題が生じており、これらはクラウドサービスやオンラインストレージ類とも共通する課題となっている。

また、ユーザー本人自身の個人データについては、個人データ保護法制によって規制しようと思われるが、本人がアップロードしたファイル類の取扱いは個人データ保護法制の射程をこえるものであり、死後のアカウントと当該アカウントに関連付けられるデータの権利性、相続や譲渡という面からの検討が必要とされている。もとより、自然人の死後にその権利を保護すること自体の是非についての検討も必要とされる。

死者の個人データやプライバシーについて検討する際、3つのアプローチがあり得る。

第1は生存する相続人や親族等に決定を委ねるというものであり、ブルガリアの個人データ保護法やエストニアのデータ保護法等が採用している手法である。EU の個人データ保護法制は、人格権としての権利の保護をその基調としている。したがって、人格に関する権利について他人が決定するという事は、人格権的な理解とは適合的ではない。したがって、これは例外的措置と解すべきであり、本人の死後も生存しているその親族や相続人等の個人情報やプライバシーの一部として取り扱っているものとも理解できる。

第2は、生存者に限定しているデータ保護法制・プライバシー保護法制の適用対象を死者にも拡大するというものであるが、死者本人は死後には意思決定やその表示を行い得ないから、生存者の権利の保護を基本としつつ、生存者にその死後のデータの取扱いについて決定する権利も付与するという手法である。これは生存者本人の個人データに関する権利の中にその死後の管理や利活用についての決定権も含めるというものであり、フランスのデジタル共和国法が採用した手法である。

第3は、人格権的な保護ではなく、財産権的な保護への転換を図るものである。前述したように、EU の個人データ保護法制は、人格権としての権利の保護をその基調としている。したがって人格的な保護を死者の個人データに対して拡張することができたとしても、SNS のアカウント自体や SNS やクラウド上に本人がアップロードしたデータ全般に関する権利のあり方の検討は、人格的な議論とは別に行わざるを得ないことになる。これに対してアメリカのプライバシーに関する議論は、自己決定権としての意味合いが強く、財産権的な側面も有する点で EU の個人データ保護法制とは様相を異にする(26)。

しかし、死者の個人データやプライバシー保護を図る上では、人格権的なアプローチではなく、財産権的なアプローチが有効であるとする主張もある(27)。自然権としての人格権は自然人に帰属し自然人の人格は常識的には死をもって終焉すること、人格権が自己決定権ときわめて密接な

関係を持つ以上他人による行使にはなじまないこと、本人自身の個人データだけではなく本人のアカウントや本人がアップロードしたファイル類等の取扱いも一括して処理したほうが実務上効率的であること、相続等の既存の法的概念の延長線上で処理できること等がその理由である。

6. おわりに

本稿では、GDPR 下での死者の個人データの取扱いについての考察を行ってきた。

GDPR は自然人の個人データを保護の対象とするが、加盟国が独自に死者の個人データを対象に含めることを妨げていないため、今後、死者の個人データを保護対象とする法改正が行われる加盟国がさらに出現する可能性は否定できない。日本の事業者に対する直接の影響という観点からは、GDPR の影響力がはるかに大きい、加盟国独自の死者の個人データの保護に関する今後の動向も注視する必要がある。

他方で、他方で、アメリカにおける死者の個人データやプライバシー保護に関する動向は EU とは別の様相を呈しており、パブリシティの権利として死者の権利を確立・再構成しようとする動きがみられる。

EU とアメリカにおける死者の権利保護に関する手法や理論構成は全く異なるものの、死者も含めた個人に関するデータがインターネット上に広範囲に拡散して利活用されている現状への対処として法的対応が迫られているという点では、軌を一にすると見ることができよう。わが国における死者の権利保護を検討する際、個人データ・個人情報という EU 型の理念とパブリシティというアメリカ型の手法のいずれをどのような場面で採用することが適切であるのか、アカウントも含めた「デジタル資産」という概念を導入すべきなのかどうかは、今後の検討課題である。

謝辞

本研究は、科学研究費「行政におけるデータの取扱いに関する法的規制の比較研究(研究課題番号:26380153)」、「ソーシャルメディアにおける死者のデータとプライバシーの再検討」(研究課題番号:16K00468)、及び CREST「ビッグデータ統合利用のためのセキュアなコンテンツ共有・流通基盤の構築」の研究成果の一部である。

注

- (1) 死後のオンライン上の権利について概観するものとして、CARLA SOFKA, KATHLEEN GILBERT & ILLENE NOPPE, DYING, DEATH, AND GRIEF IN AN ONLINE UNIVERSE (2012)を参照。
- (2) Facebook の場合、2012 年の時点で 1 年間に死亡するアメリカ在住ユーザーは 37 万 5 千人にのぼると推計されていた。Jason Mazzone, *Facebook's Afterlife*, 90 N. CAROLINA L. REV. 1643, 1647 (2012). また鳥海麻衣「死者の SNS アカウントのゆくえについての考察」情報ネットワーク法学会 2015 年度研究大会発表も参照。
- (3) *Jaggi v. Switzerland*, no. 58757/00, ECHR 2006-X, Estate of Kresten

- Filtborg Mortensen v. Denmark* (dec.), no. 1338/03, ECHR 2006-V, *Koch v. Germany* no. 497/09, ECHR 19/07/2012.
- (4) Edina Harbinja, *Does the EU Data Protection Regime Protect Post-Mortem Privacy and What Could Be The Potential Alternatives?*, (2013) 10:1 SCRIPTed 19 <http://script-ed.org/?p=843>.
- (5) Damien McCallig, *Data protection and the Deceased in the European Union*, Computers Privacy and Data Protection (CPDP), (Brussels, January 2014).
- (6) Personal Data Protection Act, State Gazette No. 1/4.01.2002, 70/10.08.2004, 93/19.10.2004, 43/20.05.2005, 103/23.12.2005, 30/11.04.2006.
- (7) Personal Data Protection Act, RT I 2003, 26, 158, RT I 2004, 30, 208.
- (8) Personal Data Protection Act (1998:204).
- (9) S 1 (1) (e) Data Protection Act 1998 c. 29.
- (10) Article 29 Data Protection Working Party, *Opinion 4/2007 on the Concept of Personal Data*, 01248/07/EN WP 136, at 22.
- (11) なお医療に関するデータについては、医師の守秘義務は患者の死によって消滅するものではなく、患者の個人データは死後もプライバシー性を有するというのが従来の原則であった。その一方で死後の患者のデータに対するアクセスの必要性が増していることから、電子的健康記録(HER)における死者の記録の取扱いについて、慎重に議論すべきであるとされた。
- (12) 日本貿易振興機構『EU 一般データ保護規則 (GDPR)』に関する実務ハンドブック (入門編) (2016 年) 43 頁。
- (13) 前注 12。
- (14) LOI n° 2016-1321 du 7 octobre 2016 pour une République numérique, available at <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000033202746&categorieLien=id>. 本法の解説として、豊田透「デジタル国家を推進する法律の制定」外国の立法 2017 年 1 月号 (2017 年) 10 頁以下参照。
- (15) <http://www.gouvernement.fr/en/the-digital-bill>. (英語版を参照した)
- (16) <https://www.republique-numerique.fr/pages/digital-republic-bill-rational>. (英語版を参照した)
- (17) フィンランドのデータ保護法の改正については、The INTERNATIONAL COMPARATIVE LEGAL GUIDE TO DATA PROTECTION 2017, 4TH ED., 76-83 (2017)を参照。
- (18) ハンガリーのデータ保護法の改正については、National Authority for Data Protection and Freedom of Information, *Annual report of the National Authority for Data Protection and Freedom of Information (NAIH) 2016* を参照。
- (19) アメリカにおける死者のプライバシー保護について概観するものとして、Molly Wilkens, *Privacy and Security During Life, Access After Death: Are They Mutually Exclusive?*, 62 HASTINGS L. J. 1037 (2011), Natasha Chu, *Protecting Privacy after Death*, 13 NW. J. TECH. & INTELL. PROP. 255 (2015)を参照。
- (20) 統一州法全国委員会の機能については、土屋恵司「統一公務員退職制度運用法」外国の立法 230 号 (2006 年) 4 頁以下を参照。
- (21) CAL. CIV. CODE § 3344.1.
- (22) http://technolog.msnbc.msn.com/_news/2012/01/05/9972437-apple-tries-to-ban-realistic-steve-jobs-action-figure
- (23) A08155, S5857, 2017-18 Leg. Gen. Assem., (NY. 2017).
- (24) *Haelan Labs., Inc. v. Topps Chewing Gum, Inc.*, 202 F.2d 866, 868 (2d Cir. 1953).
- (25) Stephanie J. Beach, *Fact & Fiction: Amending Right of Publicity Statutes to Include Life Story and Fictional Character Rights*, 42 SETON HALL LEGISLATION J. 131, 133 (2017).
- (26) 欧米の観念の相違については、宮下紘「EU-US プライバシーシールド」慶應法学 36 巻 (2016 年) 145 頁以下を参照。
- (27) Edina Harbinja, *Post-Mortem Privacy 2.0: Theory, Law, and Technology*, 31 INT. REV. OF L. COMPUTERS & TECHNOLOGY, 26 (2017), Lilian Edwards & Edina Harbinja, *Protecting Post-mortem Privacy: Reconsidering the Privacy Interests of the Deceased in a Digital World*, 32 CARDOZO ARTS & ENTERTAINMENT L. J. 83 (2013).